

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和四十年三月三十一日)

(大蔵省令第十五号)

番号	設備の種類	細目	耐用年数
			年
1	食料品製造業用設備		一〇
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		一〇
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
		黒鉛化炉	三
		その他の設備	七
		その他の設備	七
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		八
5	家具又は装備品製造業用設備		一一
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		一二
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	四
		製本業用設備	七
		新聞業用設備	
		モノタイプ、写真又は通信設備	三
		その他の設備	一〇
		その他の設備	一〇
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五
		塩化りん製造設備	四
		活性炭製造設備	五
		ゼラチン又はにかわ製造設備	五
		半導体用フォトレジスト製造設備	五
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五
		その他の設備	八
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		七
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		八
11	ゴム製品製造業用設備		九
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		九
13	窯業又は土石製品製造業用設備		九
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄	五

		粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	九
		その他の設備	一四
1 5	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	一一
		その他の設備	七
1 6	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	六
		その他の設備	一〇
1 7	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）		一二
1 8	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第二一号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備	九
		その他の設備	一二
1 9	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）		七
2 0	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
		プリント配線基板製造設備	六
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
		その他の設備	八
2 1	電気機械器具製造業用設備		七
2 2	情報通信機械器具製造業用設備		八
2 3	輸送用機械器具製造業用設備		九
2 4	その他の製造業用設備		九
2 5	農業用設備		七
2 6	林業用設備		五
2 7	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		五
2 8	水産養殖業用設備		五
2 9	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	
		坑井設備	三
		掘さく設備	六
		その他の設備	一二

		その他の設備	六
3 0	総合工事業用設備		六
3 1	電気業用設備	電気業用水力発電設備	二二
		その他の水力発電設備	二〇
		汽力発電設備	一五
		内燃力又はガスタービン 発電設備	一五
		送電又は電気業用変電若 しくは配電設備	
		需要者用計器	一五
		柱上変圧器	一八
		その他の設備	二二
		鉄道又は軌道業用変電設 備	一五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
その他のもの	八		
3 2	ガス業用設備	製造用設備	一〇
		供給用設備	
		鋳鉄製導管	二二
		鋳鉄製導管以外の導管	一三
		需要者用計量器	一三
		その他の設備	一五
		その他の設備	
主として金属製のもの	一七		
その他のもの	八		
3 3	熱供給業用設備		一七
3 4	水道業用設備		一八
3 5	通信業用設備		九
3 6	放送業用設備		六
3 7	映像、音声又は文字情報制作業用設備		八
3 8	鉄道業用設備	自動改札装置	五
		その他の設備	一二
3 9	道路貨物運送業用設備		一二
4 0	倉庫業用設備		一二
4 1	運輸に附帯するサービス業用設備		一〇
4 2	飲食料品卸売業用設備		一〇
4 3	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用 設備	石油又は液化石油ガス卸 売用設備（貯そうを除 く。）	一三
		その他の設備	八
4 4	飲食料品小売業用設備		九
4 5	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガ ススタンド設備	八
		その他の設備	

		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
4 6	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	八
		その他の設備	一四
4 7	宿泊業用設備		一〇
4 8	飲食店業用設備		八
4 9	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		一三
5 0	その他の生活関連サービス業用設備		六
5 1	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	一一
		遊園地用設備	七
		ボウリング場用設備	一三
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
5 2	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
5 3	自動車整備業用設備		一五
5 4	その他のサービス業用設備		一二
5 5	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	一〇
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八